

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱

〔制定 28 食産第 2762 号
平成 28 年 10 月 11 日
農林水産事務次官依命通知〕

改正	平成 30 年	2 月	1 日	29 食産第 4536 号
改正	平成 31 年	2 月	7 日	30 食産第 4453 号
改正	令和 元年	10 月	29 日	元食産第 2203 号
改正	令和 2 年	1 月	30 日	元食産第 4472 号
改正	令和 3 年	1 月	28 日	2 食産第 5405 号
改正	令和 3 年	12 月	24 日	3 輸国第 3753 号

第 1 趣旨

我が国の農林水産物・食品の輸出については、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という輸出額の目標が設定された。この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月 15 日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）に基づき、輸出を更に促進していく必要がある。

また、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP11」という。）、日EU経済連携協定（以下「日EU・EPA」という。）、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定（以下「日英EPA」という。）及び地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP 協定」という。）の発効による関税撤廃・削減の効果を最大限活用する等により、農林水産物・食品の輸出を加速させるための取組を緊急に実施することが重要である。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第 2 目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けて、「輸出拡大実行戦略」及び「総合的な TPP 等関連政策大綱」等に基づき、国内外での輸出拠点の整備、輸出拡大のためのサポート体制の充実及び政府が主体的に行う輸出環境の整備を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりである。なお、別表 1 の事業の種類欄の 3 の（1）の事業の内容欄の 2、事業の種類欄の 6 の（1）の事業の内容欄の 1 の（1）及び（2）、事業の種類欄の 6 の（2）の事業の内容欄の 2 の（2）、事業の種類欄の 6 の（3）の事業の内容欄の 1 及び 2 並びに事業の種類欄の 6 の（4）の事業の内容欄の 1 の（1）の事業の実施に当たっては、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

第 4 事業の採択等

事業の採択基準については、輸出・国際局長、農産局長、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）又は水産庁長官（以下「輸出・国際局長等」という。）が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（輸出・国際局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

1 事業実施主体は、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、輸出・国際局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、輸出・国際局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月7日から施行する。

2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年１０月２９日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年１月３０日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年１月２８日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年１２月２４日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業 1 輸出環境整備緊急対策事業 (1) 輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業 ア 輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業 イ EU 向け食品接触材の適合宣	食品製造事業者等に対して、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の規制に対応するため、以下の 1 及び 2 の取組への支援を実施する。 1 中国等向けラベル切替等支援事業 中国等輸出先国の規制に対応するために、製品ラベルの変更等に伴う経費を支援する。 2 EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（加工食品） EU 向けに輸出される食品に係る食品接触材（包装資材等）について、EU 及び加盟国の関係規則への適合宣言書を作成する際に必要な試験費、調査・相談費等の経費を支援する。 茶に係る食品接触材（包装資材等）について、EU の食品接触材規則への適合宣言書を作成する際に必要な試験費、調査・相談費等の経費を支援する。	1 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体 2 農産局長が別に定める者から公募により選

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
言書作成 支援事業 (茶)		定された団体
(2) 輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業	協議が調い新たに輸出が可能となる国を始め、輸出先国における規則変更や査察における改善措置に対応するため、品質・衛生管理の専門家を派遣し、衛生管理の改善等に係る課題について、助言や技術的指導を行う経費を支援する。	3 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) インポートトレランス申請加速化支援事業	茶及び青果物の主な農薬について、輸出先国において、日本と同等の残留農薬基準を設定申請するための取組への支援を実施する。	4 農産局長が別に定める者から公募により選定された団体
(4) 畜産物モニタリング検査加速化支援事業	E U 等向けの畜産物の輸出に必要な農薬、動物用医薬品等のモニタリング検査の実施を支援する。	5 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体
(5) 植物品種等海外流出防止緊急対策事業	海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、登録出願手続きを迅速に進めるための経費及び海外における育成者権侵害を防止するための対策費用等への支援を実施する。	6 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム
(6) コメ・コメ加工品規制対応緊急対策	輸出拡大が見込まれる国・地域におけるコメ・コメ加工品の需要開拓を推進するため、以下の 1 及び 2 の取組を実施する。	7 農産局長が別に定める者から公募により選

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
事業	1 輸出先国における国内規制に対応するための取組等の推進 農林水産物・食品輸出プロジェクト（以下「G F P」という。）に登録しているコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（以下「K K P」という。）の参加事業者が取り組む、中国向け精米輸出に必要なくん蒸や残留農薬検査等、コメ・コメ加工品の輸出に際して必要となる規制対応のための取組等を推進する。 2 海外実需者が求める要件等に対応するための認証取得等の推進 G F Pに登録しているK K Pの参加事業者が取り組むグローバルG A P等の国際認証取得等、海外実需者が求める要件等に対応するための取組等を推進する。	定された団体
2 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業 (1) 戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業	輸出額5兆円目標の実現に向け、独立行政法人日本貿易振興機構による輸出事業者サポート、日本食品海外プロモーションセンターによる重点的・戦略的プロモーション、民間事業者等によるP R・販売促進活動等を支援するため、以下の1から3までの事業を実施する。 1 輸出事業者サポート強化事業 (1) 商談会の開催及び海外見本市への出席	8 独立行政法人日本貿易振興機構

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等と有望なバイヤー等との商流構築を図るため、国内外でバイヤーやディストリビューター等との商談会を開催するとともに、海外で開催される有望な海外見本市へジャパンパビリオンを出展する。 また、マーケットインの発想に立ち、見本市に出展する商品ラベルの現地言語化やパッケージ改良サポートを実施する。有望海外見本市が開催されない場合には、必要に応じ、日本産食品の展示と商談を目的とする見本市を企画し、実施する。 (2) サンプル展示ショールームの設置及びバーチャル商談支援 輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目及びターゲット国・地域を対象に、ジェトロ海外事務所等に食品サンプルを常時展示するサンプル展示ショールームを設置し、現地バイヤー等を招へいした試食会等を開催し、日本の事業者とのウェブ商談をアレンジするとともに、ECサイトに掲載するコンテンツ制作支援等を行い、バーチャルでの商談を支援する。 (3) 事業者サポート体制の強化 輸出に意欲的な事業者の主体的活動を支援するため、輸出拡大が見込まれているターゲット国・地域を中心に消費者ニーズや市場動向等のセミナー等を実施する。 2 分野・テーマ別海外販路開拓支援強化事業 次の(1)の事業を実施するとともに、(1)の事業により公募、採択した事業実施者に対して、(2)の事業に要する経費を補助する。 (1) 事業実施者の公募等 (2)の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業実施者の公募、採択等を実施する。	

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(2) 品目団体 輸出力強化緊急支援事業	(2) 分野・テーマ別に集中実施する販路開拓事業 輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目以外を中心に、海外での新たな需要創出が期待できる取組も含め、早期に輸出拡大が期待される分野・テーマ（コメ・コメ加工品に係るものを除く。）について、マーケットインの発想の下、ポストコロナを見据えて事業実施者が実施するPR活動や販売促進活動を支援する。 3 日本食品海外プロモーションセンターによる海外富裕層等の需要開拓を行う重点的・戦略的プロモーション強化事業 日本食品海外プロモーションセンターにおいて、農林水産省と協議の上で決定した品目及びターゲット国・地域に関し、品目団体等と連携を図った上で、PDCAサイクルを実行しながら、各国・地域の富裕層市場等を中心とした日本産食品の需要創出・拡大及び事業者が相応の価格で販売できる環境形成を目的とした、海外マーケットに深く踏み込んだ戦略的で一貫性のあるマーケティングを推進する。 輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目について、当該品目関係者が一体となり、品目団体として戦略的に取り組む、オールジャパンでの業界共通課題の解決や販路拡大等を支援し、業界全体の輸出力強化を促進することで、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大するため、以下の1から8までの取組を支援する。 1 輸出ターゲット国・地域の市場・規制等調査 輸出拡大に向け重点的に取り組む国・地域の市場動向や当該国・地域への輸出に係る規制等の調査 2 海外等におけるジャパンプランドの確立	9 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	海外における日本産農林水産物・食品の認知度向上やブランド力向上に向けたオールジャパンのロゴ等の作成、商標等取得、偽装防止対策、プロモーション、調査等 3 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等 輸出拡大に向けた業界共通課題の解決に必要な調査、実証、研究、勉強会・検討会の開催、相談対応等 4 海外等における販路開拓活動 輸出ターゲット国・地域等を対象に専門家等の配置、販売・宣伝実証、プロモーション、見本市等への出展、展示会の企画・実施、バイヤー招へい、商談会・セミナーの開催等 5 相手国ニーズへの対応に必要な業界統一規格等の策定・普及等 (1) 業界統一規格等の策定・普及 業界統一規格やマニュアル等の策定に向けた検討会等の開催、調査、実証、普及に向けた研修会の実施、専門家による指導等 (2) 業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援 事業実施主体が策定した業界統一規格やマニュアル等を、団体構成員が遵守するために取得する認証等に係る費用支援 6 国内事業者の水平連携に向けた体制整備 産地間連携に向けた検討会等の開催、情報収集、データベースの構築等 7 輸出手続や商談等の専門家による支援	

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(3) コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業	生産者、事業者等に対して、所管品目の輸出に係る手続や商談等の助言・支援を行う専門家等による相談窓口の設置等 8 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験 新たに輸出拡大が見込まれる輸先国に関する調査、検討会・研修会の開催、輸送・通関等の実証等 輸出拡大が見込まれる国・地域におけるコメ・コメ加工品の需要開拓を推進するため、以下の1から3までの取組を実施する。 1 戦略的輸出事業者と産地等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーション等の推進 G F Pに登録している戦略的輸出事業者（K K Pにおいて、飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者として特定された者をいう。）と戦略的輸出基地（K K Pにおいて、輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地（法人・団体等）をいう。）等が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外需要開拓及びプロモーション等を推進する。 2 コメ・コメ加工品の輸出拡大のために整備した施設の認証取得等の推進 G F Pに登録している戦略的輸出事業者による、コメ・コメ加工品の輸出拡大のために整備した施設の認証取得等を推進する。 3 産地と新市場開拓用米の複数年契約に取り組む戦略的輸出事業者による海外需要開拓及びプロモーションの推進 G F Pに登録している戦略的輸出事業者が産地と新市場開拓用米の複数年契約に取り組み、新市場開	10 農産局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
3 グローバル産地づくり緊急対策事業 (1) 加工食品輸出産地確立緊急対策	拓用米の安定供給を売りにして行う海外需要開拓及びプロモーションについて、戦略的輸出事業者の販売リスクを低減することにより推進する。 TPP11、日EU・EPA等及び日米貿易協定の発効により得られた輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、輸出拡大が具体的に見込まれる国・地域に対して、高品質な我が国加工食品の一層の輸出拡大につながる以下の1及び2の取組への支援を実施する。 1 連携体制の構築・調査等 事業実施主体は、次の事業を行うものとする。 食品製造事業者等との連携体制の構築等、2の事業を実施する食品製造事業者等の公募選考会の開催、専門家の派遣・助言、商談会等への参加、輸出に関する調査、優良事例の取りまとめ等を実施する。 2 商品・技術等のPRや輸出先国の規制に適合した商品の開発、施設整備等 事業実施主体は、(1)から(3)までの事業について、その要する経費を補助するものとする。 (1) 商品・技術・製法のPRや実証実験等 新規開拓・商流拡大に向けた輸出先国の規制・ニーズにあった商品のPRや実証試験、また、GI取得等のブランド構築、ECサイトの構築、大手ECサイトへの売り込み・実店舗との連携に係る費用等を支援する。	11 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(2) 国際認証 取得等支 援事業	(2) 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良 輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）に適合する商品又はニーズに対応する商品の開発・改良等を支援する。	
	(3) 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のための必要な機械の改良・開発等 輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）に適合する商品又はニーズに対応する商品の開発・改良や大ロット製造のために必要な施設整備等を支援する。	
	ア 有機 J A S 認証、G A P 認証取得等支援事業 農産物等の輸出拡大に向け、有機 J A S 認証、G A P 認証（G L O B A L G . A . P . 又は A S I A G A P 等）の取得等の支援を実施する。	12 農産局長が別に定める者から公募により選定された団体
	イ G A P 認証審査体制強化支援事業 G A P 認証取得拡大のボトルネックとなっている G A P 認証審査員の確保に向け、G A P 認証審査員育成支援及び G A P 認証審査機関新規参入支援の取組を実施する。	13 農産局長が別に定める者から公募により選定された団体
ウ 水産エコラベル認証取得支	水産資源の持続的利用に対する国際的な関心への高まり等への対応を図るため、特に国際取引において、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベ	14 水産庁長官が別に定める者から公募により

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
援事業 (3) 青果物輸出産地体制強化加速化事業 4 輸出物流構築緊急対策事業 5 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策事業	ル認証の取得促進に向け、審査の事前準備となるコンサルティングの実施に係る取組を支援する。 輸出先国の検疫条件や残留農薬基準等に対応した生産体制や品質保持のための流通体制の強化、ロットの確保等に向けた複数産地と輸出事業者による取組を支援する。 農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、経済的かつ安定的な輸出物流ネットワークを構築するため、以下の1及び2の取組への支援を実施する。 1 調査・実証事業 大ロット・長期間の輸出や、港湾及び地方空港を活用した輸出を可能とするため、輸出に向けた国内インフラ（港湾、空港、物流拠点等）の実態調査、輸出産地化・集団化に対応した低コスト・最適輸送ルートの調査・実証等を支援する。 2 設備・機器リース導入事業 輸出物流の構築に向けた、安定的かつ低コストなコールドチェーンを実現するためのリーファーコンテナ、業務の自動化・省人化に必要な設備・機器等のリース方式による導入を支援する。	選定された団体 15 農産局長が別に定める者から公募により選定された団体 16 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(1) 輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等支援事業 ア 現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業 イ 日本産食材サポーター店への料理人派遣を通じた日本産食材利用拡	輸出拡大実行戦略のターゲット国・地域において、日本産食材サポーター店や輸入商社等と連携して、輸出重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等の需要喚起のためのプロモーションを実施するとともに、日本産食材サポーター店認定制度のPRを実施する。 輸出拡大実行戦略のターゲット国・地域を中心に、日本産食材の利用拡大を目指す日本産食材サポーター店に対して、海外進出を目指す日本人料理人を派遣し、日本産食材サポーター店における日本産食材を活用した料理の開発・定番化等を通じて日本産食材の利用を拡大するための取組を実施する。	17 独立行政法人日本貿易振興機構 18 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
大支援事業		
(2) 海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業	海外市場の変化や新たな需要に対応し、我が国農林水産物・食品の輸出拡大等を図るため、複数事業者がコンソーシアムを形成して行う海外展開の取組の実証や、そのための機材の借り上げ・PR活動、コンテナリースや輸送、契約等におけるリーガル支援等に係る取組を支援する。	19 輸出・国際局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 海外展開ハンズオン支援事業	食品事業者等の海外展開を加速化するため、中小企業が主体となって行う海外展開に向けた取組に対し、経営戦略・事業計画策定支援、情報提供、現地同行アドバイス等の支援をする。	20 独立行政法人中小企業基盤整備機構
(4) 水産物輸出拡大連携推進事業	1 輸出バリューチェーン改善検討事業 生産者、加工・流通業者、輸出関係事業者等が連携して、水産物の輸出の拡大に取り組む協議会（以下「輸出拡大連携協議会」という。）による既存の水産物流通のバリューチェーンについて輸出を確実に実施できるよう改善する取組の検討等を支援する。 2 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業 1で検討した取組に必要なシステム・機器の整備、資材の導入等を支援する。 3 輸出バリューチェーン改善実証事業 1で検討した新商品の開発、販売ルートの開拓等の取組の効果・持続可能性を実証し、輸出拡大連携協議会による自律的な活動に円滑に移行させる取組を支援する。	21 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体
6 食品産業の国際競		22 大臣官房総括審議官

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
争力強化 緊急対策 事業 (1) スマート 食品産業 実証事業	農林水産物・食品の輸出拡大に向け、食品産業の生産性向上により国際競争力を強化するため、以下の1及び2の取組への支援を実施する。 1 生産性向上に向けた先端技術のモデル実証・改良事業 (1) モデル実証事業 AI、ロボット、IoT等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、更にはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組を支援する。 (2) 改良事業 AI、ロボット、IoT等を活用した自動化技術等を、業界の大宗を占める多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援する。 (3) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証・改良事業の運営・管理 モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会の開催及び当該事業の評価等を行う評価委員会を開催するとともに、モデル実証事業実施主体及び改良事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。 2 横展開に向けた情報発信事業	(新事業・食品産業)が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(2) 加工食品の国際標準化事業	1 の取組等の成果を食品業界全体に普及させるため、動画の作成や研修会、シンポジウムの開催等の取組を支援する。 加工食品の輸出に当たっては、輸出先国の規制に対応した色素、香料、甘味料等の食品添加物、容器等を使用する必要がある、これに対応するため、以下の1及び2の取組への支援を実施する。 1 連携体制の構築・調査等 事業実施主体は、次の事業を行うものとする。 食品製造事業者等との連携体制の構築等、2（2）の事業を実施する食品製造事業者等の公募選考会の開催、輸出リスクの研修会、輸出に関する調査等、優良事例の取りまとめ等を実施する。 2 輸出先国の規制に適応した食品添加物、包材等の開発等 （1）輸出先国における規制の食品産業への影響調査等 輸出先国毎の使用可能な食品添加物の比較・早見表等の作成、食品添加物・包材・容器、衛生管理その他の規制、食品中の有害物質の存在、知的財産、契約等により輸出先国から流通・輸出を止められた又はできなかった事例及び対応事例の収集、これらの勉強会や研修会の開催等による知見の共有を支援する。 （2）食品添加物・包材等の開発等 輸出先国で認められる添加物・包材・容器の開発、代替添加物・包材を使用した新商品の開発、代替添加物・包材の開発・評価のための分析機器の導入等を支援する。	

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(3) J A S ・ J F S 規格の認証支援に向けたモデル実証事業	輸出額目標 5 兆円の達成に必要な加工食品等の輸出拡大に向け、J A S 規格及び J F S 規格の更なる普及等を図るため、以下の 1 から 3 までの取組への支援を実施する。 1 有機 J A S 規格の認証支援 有機 J A S 制度の運用改善効果を実証するため、将来の輸出拡大に向けたステップとして有機 J A S 認証取得予定者等の認証取得を支援する。 2 J F S 規格の取得促進に向けたモデル実証及び情報発信への支援 国内外の食品安全レベルの向上及び将来の輸出増大に向けて、J F S 規格のモデル的認証の取得を支援するとともに、規格・認証等の効果的な普及のため、セミナーの開催等情報発信の取組を支援する。 3 リモート監査システム構築に向けた取組への支援 新型コロナウイルス感染症を契機に必要性の高まっている I C T を用いたリモート監査システム構築のための調査及び実証を支援する。	
(4) フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証に対する支援事業	多様な食に関する需要に対応する新たなフードテックビジネスを創出し、我が国の食品産業の国際競争力の強化を図るため、以下の 1 及び 2 の取組への支援を実施する。 1 新事業プロジェクト推進支援 (1) ビジネスモデル実証事業 我が国の食品産業の国際競争力を強化するためには、環境負荷の低減や高齢者等に適した食のバリアフリーなど、多様な食に関する需要に対応していくことが重要であることから、フードテック	

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	等を活用した新たな商品・サービスを生み出すビジネスモデルを実証する取組を支援する。 (2) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにビジネスモデル実証事業の運営・管理 ビジネスモデル実証事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会の開催及び当該事業の評価等を行う評価委員会を開催するとともに、ビジネスモデル実証事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。 2 横展開に向けた情報発信等 1の取組の横展開を図るため、実証成果をとりまとめ、セミナーの開催等による情報発信等の取組を支援する。	

別表 2（第 5 関係）

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち輸出先国の規制に対応した製品仕様の変更及び食品接触材に係る規制対応支援事業の事業実施主体	輸出・国際局長
輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）の事業実施主体	農産局長
輸出施設の HACCP 等認定加速化支援事業の事業実施主体	輸出・国際局長
インポートトレランス申請加速化支援事業の事業実施主体	農産局長
畜産物モニタリング検査加速化支援事業の事業実施主体	輸出・国際局長
植物品種等海外流出防止緊急対策事業の事業実施主体	輸出・国際局長
コメ・コメ加工品規制対応緊急対策事業の事業実施主体	農産局長
戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業の事業実施主体	輸出・国際局長
品目団体輸出力強化緊急支援事業の事業実施主体	輸出・国際局長
コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業の事業実施主体	農産局長
加工食品輸出産地確立緊急対策の事業実施主体	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
国際認証取得等支援事業のうち有機 J A S 認証、G A P 認証取得等支援事業の事業実施主体	農産局長
国際認証取得等支援事業のうち G A P 認証審査体制強化支援事業の事業実施主体	農産局長
国際認証取得等支援事業のうち水産エコラベル認証取得支援事業の事業実施主体	水産庁長官
青果物輸出産地体制強化加速化事業の事業実施主体	農産局長
輸出物流構築緊急対策事業の事業実施主体	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等支援事業のうち現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大支援事業の事業実施主体	輸出・国際局長
輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等支援事業のうち日本産食材サポーター店への料理人派遣を通じた日本産食材利用拡大支援事業の事業実施主体	輸出・国際局長
海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業の事業実施主体	輸出・国際局長
海外展開ハンズオン支援事業の事業実施主体	輸出・国際局長
水産物輸出拡大連携推進事業の事業実施主体	水産庁長官
スマート食品産業実証事業の事業実施主体	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
加工食品の国際標準化事業の事業実施主体	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

事業実施主体の区分	事業承認者
J A S ・ J F S 規格の認証支援に向けたモデル実証事業の事業実施主体	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証に対する支援事業の事業実施主体	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）